

阪政共第360号
令和6年10月

市民協働・共創事業実施団体 各位

政策共創室長

市民協働・共創事業提案制度の取り扱いについて

平素より、本市の行政運営にご理解ご協力をくださいましてありがとうございます。

市民協働・共創事業提案制度については、令和5年度より事業期間を最長3年とし、募集をしているところです。それを受けて今般、既存事業の取り扱いについて事務局および委員会にて検討を行い、公平性の観点から既存事業についても令和5年度から起算して3年をひとつの区切りとする旨、決定いたしました。

つきましては、既に実施いただいている市民協働・共創事業は令和7年度末をもっていったん事業を終了としていただくとともに、令和8年度以降も継続実施をされる場合には、令和7年度に募集を予定しています『市民協働・共創事業提案制度』に、改めてお申込みくださいますようお願いいたします。なお、継続実施のお申込みの際は現在実施いただいている事業と同一の内容ではなく、これまでに実施いただいた実績を踏まえて新たな創意工夫等を加えたご提案としていただきたく、あわせてお願い申し上げます。

事業実施にご尽力いただいているところ誠に恐縮ですが、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 既存事業の実施期限

令和8年3月31日（火）まで

2. ご留意いただきたい事項

- ① 令和8年度以降も事業を継続実施される場合は、令和7年度に募集を予定する『市民協働・共創事業提案制度』に改めてお申込みください。
- ② 継続実施の申込にあたっては、これまで実施された事業を振り返り、新たな創意工夫等を踏まえたものとしてください。
- ③ 事業の採否は、審査部会による審査を経て決定します。

<問合せ先>

阪南市未来創生部政策共創室

電話：072-489-4507